表四　同一等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

ひき板の積層数	強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
		Fc	Ft	Fb
				（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　ミリメートル）が対応する集成材規格第五条表二十六（等級が同じひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表三十三）の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）
（略）				

この表において、強度等級は、集成材規格第五条表二十五（等級が同じひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表三十一）に規定する強度等級を表すものとする。

表五～表十　（略）

ロ　（略）

三～九　（略）

（丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第二条　丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二　材料 一　構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号）別表第3の樹種又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第五条表十二の樹種としなければならない。 二・三　（略）	第二　材料 一　構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号）別表第3の樹種又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第五条第二項(1)イ表の樹種としなければならない。 二・三　（略）

附　則

この告示は、平成三十年一月十八日から施行する。

表四　同一等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

ひき板の積層数	強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
		Fc	Ft	Fb
				（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　ミリメートル）が対応する集成材規格第五条表二十四（等級が同じひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表三十一）の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）
（略）				

この表において、強度等級は、集成材規格第五条表二十三（等級が同じひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表二十九）に規定する強度等級を表すものとする。

表五～表十　（略）

ロ　（略）

三～九　（略）